

# 自立支援連絡協議会への参加 について

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

# 1 自立支援連絡協議会の設置

- 市内16区に、1区1か所ずつ設置

名称：〇〇区自立支援連絡協議会

- 目的

- ・ 障害のある人もない人も、安心して地域で生活できるような仕組み、ネットワーク作り
- ・ 地域のニーズ、課題を把握し、課題解決に向けて協議する

顔の見える  
関係づくり

困ったことが  
あったら皆で  
共有、協議

## 【参考 障害者総合支援法】

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

## 2 自立支援連絡協議会の構成メンバー

- 区内の関係機関、関係団体
- 障害者等及びその家族
- 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する方
- 障害者基幹相談支援センター
- 区役所福祉課、支所区民福祉課、保健センター保健予防課

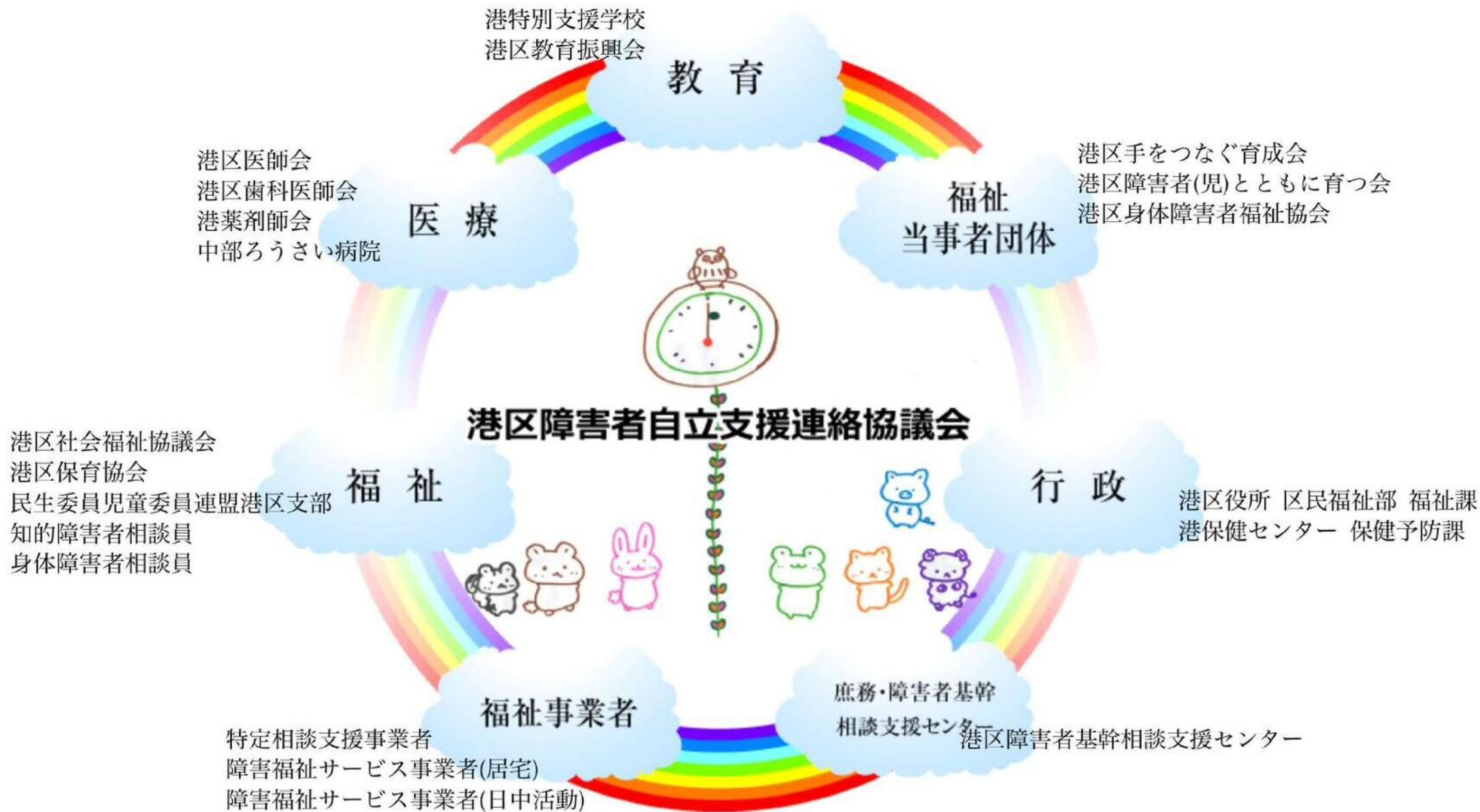
等

### 【事務局】

- ・ 障害者基幹相談支援センター、区役所福祉課、支所区民福祉課、保健センター保健予防課 等



# 【参考 港区自立支援連絡協議会の例】



### 3 自立支援連絡協議会の部会

#### ○ 部会の設置

- ・各区の自立支援連絡協議会には、地域に応じて専門的に協議等を行う場として、様々な部会を設けています。（区によって設置されている部会が異なります。）

相談支援部会

防災部会

精神部会

事業所部会

人材育成部会

権利擁護部会

子どもに関する  
部会

広報啓発部会

地域生活支援部会

当事者部会

住まいの部会

等

## ○ 協議会の活動例

- ・ 事業所から相談のあったケースについて、訪問や面談に同行、同席し一緒に問題点を探るなどした。様々な事例を各部会で取り上げ、課題の抽出をおこない、ブロック会議で取り上げ、課題の共有をした。

- ・ 虐待防止、権利擁護の課題について、権利擁護、相談支援、人材育成部会合同での研修・事例検討を実施。名古屋市障害者虐待相談センターから講師を招き、事例をもとにグループワークで虐待防止対応について学んだ。

- ・ 区内の障害福祉サービス従事者に対して横のつながりを持てるよう、グループワークを取り入れながら研修会や勉強会を実施。

- ・ 人材不足の課題について人材募集・定着部会ではニューフェイス・リーダー交流会を開催し、新人の職場離れの予防や管理職の負担感軽減を図った。

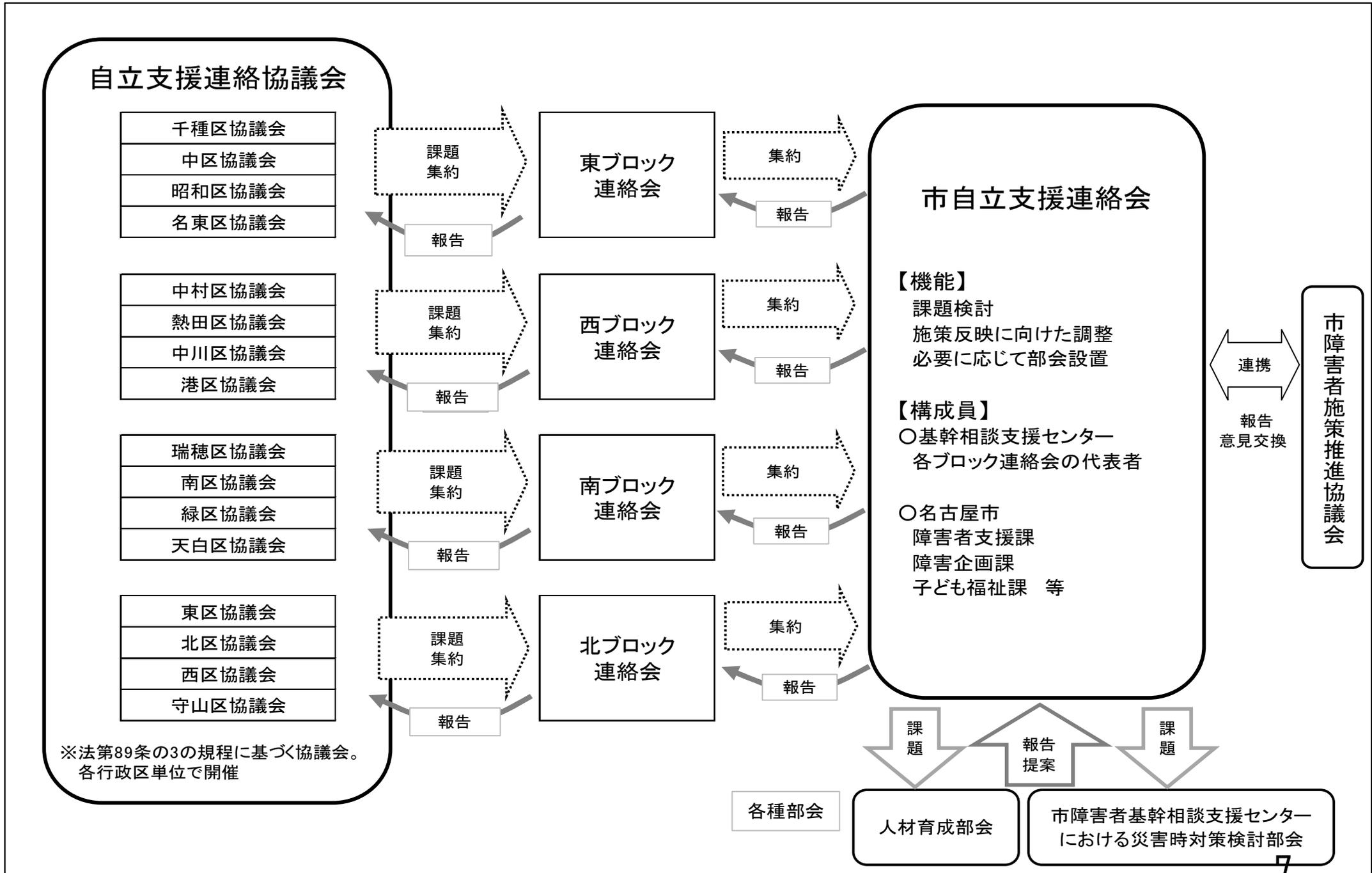
- ・ 防災について、コロナ禍で訓練ができなくても災害意識を高めるためオンライン防災交流会を開催し、互いの訓練や備蓄品などの点検を行った。

- ・ 地域住民向けの精神障害についての理解を深める出前講座を実施。当事者、家族、支援者が参加者と交流した。隔月で当事者同士が安心して語り合う場「語る会」を開催。障害当事者が制作した絵画等の作品を展示する「みんなでわくわく作品展」を実施。

- ・ 事業所同士の交流や情報交換を主な目的とした交流会を実施（対象：管理者、サービス管理責任者、相談員、ヘルパー）

- ・ グループホームでの支援方法や虐待防止のための支援について、グループワークを通じた勉強会の実施。

# 4 自立支援連絡協議会の協議の仕組み



## 5 さいごに

積極的に区自立支援連絡協議会に関わってください！

事業所の枠を超えたつながりができます。

障害福祉サービス以外でも地域とのつながりができます。

支援で課題と感じていること、困っていることなどを、皆で共有しませんか？

自立支援連絡協議会に関するお問い合わせなどは、各区の障害者基幹相談支援センターへおたずねください。

